

# News Letter

## Contents

・事務所NEWS  
・労働問題コラム

・最新！ 新法関連情報  
・事務局コラム

## 事務局NEWS

### ■ 入所のご挨拶

弁護士 市原奈都子

1月から執務をすることになりました、弁護士の市原奈都子です。

九州の甘辛い味付けや、新鮮なお肉や甘い野菜が大好きです。一生涯をかけて元気に好きなものを食べ尽くせるよう、これまた大好きなお酒とお菓子をほどほどに我慢しながら、日々の健康管理に気を使っています。

先日、大分の料理店で馬刺しのユッケなる料理を見つけました。これまで食べた馬たちよりも非常に美味に感じ、熊本出身者の私は嫉妬と驚愕を隠せませんでした。

大分では素晴らしい出会いがたくさんあり、いつもそれに驚かされます。

私の得意分野は家事事件（離婚・相続）です。男女雇用期間均等法の施行（1986年）から32年の月日が経ちまして、司法試験合格者の中にも女性が増えて参りました。それでも、平成28年度の結果によれば、男女比は女性が1、男性が3です。

女性としての視点から、お客様に寄り添い、きめ細やかなリーガルサービスの実現を心掛けております。

どうぞよろしくお願い申し上げます。



## 労働法コラム

### ■ 退職強要の賠償責任—企業の責任が拡大?!—

弁護士 田中良太

今年の初め、興味深い裁判例のニュースを知りました。退職強要を理由とする、損害賠償請求事件です。

この事件では、代表者が、従業員の1人に対し、根拠もないのに不始末をしでかしたとして、一方的かつ長時間、「会社にとって有用でない」などと批判・非難し続け、会社にいられなくし、退職を強要したということがまず問題になりました。このような行為が違法な退職強要にあたることはいうまでもありません。

加えて、この退職強要の様子や処分の様子を見聞きしていた、同じ職場の従業員は、年齢も近いなどの事情もあって、自分達も同じような退職強要をされるかもしれないと思い、定年まで勤めたいとは思いつつ、自ら退職届を出しました。裁判所はこれを「間接的な退職強要」として認定したのです。

結局、会社は慰謝料として従業員4名に合計275万円を支払うよう命じられました（その他の請求も合計すると約660万円の支払いが命じられています。）

通常、暴言、暴行、嫌がらせによって退職を強要した場合には、パワハラ的一种として、慰謝料等を請求されるおそれがあります。

しかし、退職を強要された従業員のみならず、他の従業員に「自分も同じような退職強要を受ける」と感じさせた場合、そう感じて退職した従業員も慰謝料等を請求できるというのは、意外に思われるかもしれません。

今回の事件はあくまでも退職強要の事件ですが、今後、パワハラ一般、さらにはセクハラ・マタハラ等を含むハラスメント一般に広がるおそれがあります。「自分もパワハラを受けるかも」「自分もセクハラを受けるかも」という恐れを抱かせた場合に、その恐れが社会的に無視できないほど現実的であれば、やはり会社の責任となる可能性があるのです。

会社としては、予期しない範囲まで損害賠償責任が広がる恐れがあるため、ハラスメントを許さない断固とした態度（そして冷静かつ合理的な態度）をとる必要がますます高まったといえるでしょう。



## 新立法コラム

### 内部通報者いじめで罰則？！

弁護士 田中良太

みなさんは内部通報への対応は万全でしょうか。2月に入ってから、内部通報対応の必要性を実感させるニュースが流れました。

内部通報とは会社の違法行為を警察や行政官庁に通報することです。「密告」として非難されることも少なくない行為です。会社にとっては不名誉な事実、社会的信用を傷つけるような秘密を暴露する行為だからです。そのため、内部通報者を、守秘義務違反や名誉棄損を理由に懲戒処分などを行う事件がよくありました。

しかし、会社と無関係の一般国民にとって、内部通報は社会正義の実現のために必要不可欠な制度です。そこで、このような一般国民の利益（公益）の為に行われた内部通報した者であれば、公益通報として保護しようということで制定されたのが、公益通報者保護法です。この法律によって、公益通報をしたことを理由に懲戒したり解雇したりすることは禁じられました。

しかし、公益通報と評価されるためには手続がややこしく、また不利益処分が禁じられてはいるものの、実際に懲戒又は解雇された内部通報者が保護を受けるためには、会社が下した処分の無効を確認しなければならないため、非常に使い勝手の悪い法律ともいえます。

今回のニュースは、禁じるだけではなく、内部通報者を不利益に取り扱った企業やその関係者に罰則を課そうという検討が始まったというものです。今後の政府内での検討次第ですが、内部通報者の保護が一步前進したと評価してもよいでしょう。

そもそも消費者社会が厳しく会社を監視している最近の情勢では、会社が組織の論理で不祥事を隠蔽していたことが発覚すれば、会社の信用は地に落ちます。むしろ内部通報に対し適切に対応し、傷口を広げないこと、クリーンな会社としてのイメージを得ることこそ、会社の評価を高めるようになっていきます。

内部通報者の秘密を守れるようにするなど、適切な内部通報制度を社内にも用意しておくこと、そして万一内部通報があった場合に適切に対応できるようフローを作っておくことなどが会社には求められています。

## 事務局コラム

### いくつになっても誕生日会は嬉しいものです♪

事務局 大平裕子

少しずつ気温も上がり、だんだん春らしくなって参りましたが、皆様いかがお過ごしでしょうか？事務局の大平です。

当事務所では、先日「市原弁護士歓迎会&田中弁護士・大平誕生日会」を行いました。当事務所恒例企画誕生日会は、全所員該当誕生月に誕生日会という名の飲み会（(^\_^)笑）を開催しております。誕生日の主役を祝うのはもちろんの事、日頃忙しい弁護士も一堂に揃い、コミュニケーションをとる貴重な機会になっております。飲み会の席では無礼講で（笑）毎回楽しい時間を過ごしております。

次の誕生日会は4月！該当者は、当事務所の大黒柱倉橋事務局長です！！

また、4月には、新卒新入社員（事務局）が1名入所予定になっております。

次回の会場は、どこになるのか楽しみです♪

\*大分みんなの法律事務所は、初の女性弁護士市原弁護士を迎え、より所員一丸となり、精進してまいります。今後とも、宜しくお願い致します\*

